



カレンダーもいよいよ最後の一枚を残すのみとなりました。今月号も最新トピックスをお届けします。



国内動向▶▶▶▶▶

① 化審法におけるプラスチック再生材の取扱いをまとめた Web ページを公開（経済産業省）

経済産業省は10月28日、2024年10月から2025年6月にかけて計4回開催された制度構築ワーキンググループでの議論を踏まえ、化審法におけるプラスチック再生材の取扱いを整理したWebページを公開した。プラスチック再生材が化審法の適用対象となるか否かの判断フローと化審法上の化学物質に該当する場合の規制の適用について解説されている。

もっと詳しく☞

[経済産業省（プラスチック再生材の取扱いについて）](#)

② 海洋生分解性プラスチックの生分解性試験を行う試験事業者を国内初認定（NITE）

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は10月29日、一般財団法人化学物質評価研究機構（CERI）を海洋生分解性試験及びコンポスト条件下の生分解性試験を行う試験事業者（ISO/IEC 17025:2017に適合した試験所）として、NITEが創設した認定制度（ASNITE制度）において初めて認定した。

（試験のお問合せはこちら☞

[【高分子技術部門】お問合せフォーム](#)

もっと詳しく☞

[NITE（【ニュースリリース】プラスチックの海洋生分解性評価において国際水準の試験を行う国内事業者をNITEが初認定）](#)

③ 化学物質審議に係る3省合同会合を開催（厚生労働省・経済産業省・環境省）

11月14日、「令和7年度第7回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会」、「令和7年度化学物質審議会第3回安全対策部会・第252回審査部会」及び「第259回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会」の合同会合が開催された。化審法における令和7年度スクリーニング評価結果及び今後の対応、高分子化合物の試験方法及び判定基準の見直し等に関する検討が行われた。

もっと詳しく☞

[環境省（令和7年度第7回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和7年度化学物質審議会第3回安全対策部会・第252回審査部会、第259回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【議事次第・資料】）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① SVHC 1 物質を Candidate list に追加（ECHA）

11月5日、欧州化学品庁（ECHA）は、新たな高懸念物質（SVHC）として1,2-ビス（ペンタブロモフェニル）エタン（別名：デカブロモジフェニルエタン（DBDPE））をREACH認可対象物質候補リスト（Candidate list）に追加した。収載理由は極めて高い残留性及び極めて高い蓄積性（vPvB）である。今回の追加でSVHCは合計251物質群となった。

もっと詳しく☞

[ECHA（ECHA adds one hazardous chemical to the Candidate List）](#)

② SVHC 4 物質を認可対象物質として勧告（ECHA）

11月18日、ECHAは、メラミンを含む4つのSVHC物質について、REACH規則附属書XIV（認可対象物質リスト）に追加することを欧州委員会に勧告した。

もっと詳しく☞

[ECHA（Four substances recommended for REACH authorisation）](#)

③ TSCA に基づく PFAS 報告規則を緩和する改正案を公表（米国 EPA）

11月10日、米国環境保護庁（EPA）は、有害物質規制法（TSCA）に基づくペルフルオロアルキル化合物（PFAS）報告規則を緩和する改正案を公表した。具体的には、PFAS含有濃度0.1%未満の混合物又は成形品、輸入成形品、商業目的で使用されない副生物、不純物又は単離されない中間体、研究開発（R&D）用化学品等について報告を免除するとともに、データ提出期間の開始日を2026年4月に延期する改正案が示されている。

もっと詳しく☞

[EPA（Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances \(PFAS\) Data Reporting and Recordkeeping Under the Toxic Substances Control Act \(TSCA\); Revision to Regulation）](#)

特集：JIS Z 7252/7253改正のポイント①

【本記事は、日本規格協会主催の「JIS Z 7252 及び JIS Z7253 改正動向説明会」（2025年10月3日）の内容に基づくものです。
2025年11月末時点で新JIS（2025）は未公表のため変更される可能性があります。】

JIS Z 7252 及び JIS Z7253^{*1}が 2025 年 12 月に改正される予定です。今回の改正は、国連 GHS 文書改訂 9 版（2021）に対応しています。今月号からこれらの改正ポイントをご紹介していきます。

今月号では **JIS Z 7252 における物理化学的危険性に関する分類の見直し**についてご紹介します。

JIS Z 7252 は、化学品の危険有害性を分類するための基準を定めた規格で、物理化学的危険性、ヒト健康に対する有害性及び環境に対する有害性に関する分類を行います。今回の改正では、物理化学的危険性のうち、「爆発物」、「可燃性ガス」及び「エアゾール」の分類に関する見直しが行われる予定です（下表参照）。

*1 JIS Z 7252 (GHSに基づく化学品の分類方法)

JIS Z 7253 (現 JIS : GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 – ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS))
(新 JIS : GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法) (規格名称が変更される予定)

表 JIS Z 7252 における物理化学的危険性に関する分類の見直し（予定、下線：変更箇所）

分類項目	現 JIS (2019)	新 JIS (2025)
爆発物	等級 1.1～1.6 (国連危険物輸送勧告に基づく)	区分 1、2A、2B、2C (国連 GHS 文書に基づく)
可燃性ガス	区分 1 (細区分なし)	区分 1 (ガスの種類で細分化) 区分 1A (可燃性ガス) 区分 1A (自然発火性ガス) 区分 1A (化学的に不安定なガス A/B) 区分 1B (高圧ガス保安法の可燃性不活性ガスに相当)
	区分 2	区分 2
エアゾール	エアゾール	エアゾール及び加圧下化学品 ^{*2} ^{*2} ガスにより加圧された液体又は固体。高圧ガスとエアゾールの中間に相当するクラス。可燃性の性状を踏まえて区分 1～3 に分類。

次回 2026 年新年号では、改正 JIS Z 7252 におけるヒト健康に対する有害性の分類における *in vitro/ex vivo* 代替法試験の利用に関する内容についてご紹介します。

CERIでは、新JIS対応のSDS・ラベル作成を支援します。ご予約はお早めに！

来場御礼

○ケミカルマテリアルJapan2025 化学物質管理ミーティングが終了しました

CERIが出展したケミカルマテリアルJapan2025 化学物質管理ミーティング（11/27-28@東京ビッグサイト）は、おかげさまで多くの方にご来場いただき、盛況のうちに閉会することができました。誠にありがとうございました。

開催期間中にご対応できなかったご要望、案内のご不明点などがありましたら、下記連絡先又はHP内の「お問合せ」フォームよりご一報賜りますようお願い申し上げます。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問合せください。

～本年もご愛読いただき誠にありがとうございました。2026 年もどうぞよろしくお願ひいたします。～



一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当: 福島、多田)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp